

## 個人情報の取り扱いに関する覚書

株式会社ワールドパーク（以下、「甲」といいます。）と株式会社（以下、「乙」といいます。）とは、甲の委託により乙が甲に提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）のため乙が取り扱う個人情報に関して以下の通り覚書を締結します。

### 第1条（個人情報）

本覚書において個人情報とは、本サービスの遂行のため乙がその取扱いを甲より委託された個人情報及び本サービスの遂行の過程で乙が知得するに至った個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、その後の改正を含みます。）、「JIS Q 15001（本覚書締結時の現行版及びその後の改正を含みます。）」により定義されるものおよび甲乙間で個人情報として取り扱うものとして同意した情報（以下、「甲の個人情報」といいます。))をいいます。

### 第2条（個人情報取扱責任者）

乙は、甲の個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の取扱責任者を定め、その指揮のもとに個人情報を適切に保護するものとします。

### 第3条（安全管理）

乙は、甲の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。

### 第4条（秘密保持）

乙は、甲の個人情報を秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または提供してはならないものとします。

### 第5条（目的外利用の禁止）

乙は、甲の個人情報を、本サービス提供の目的にのみ使用するものとし、それ以外の目的では使用してはならないものとします。

### 第6条（複写等）

乙が、甲の個人情報を複写、複製、改変または変換して使用する場合には、本サービス提供に必要な場合を除き、乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければならないものとします。

### 第7条（委託）

- 乙は、甲への事前の書面による承諾を条件とし、本サービスの一部を乙の責任において第三者に委託できるものとします。
- 前項に基づき乙がサービスの一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督並びに委託先の行った業務の結果について、当該再委託先が甲の指定によるものである場合を除き、乙が一切の責任を負うものとします。
- 乙は、委託先に対して本覚書における乙と同様の甲の個人情報の取扱に関する義務を課するものとします。
- 乙は、本サービスの全部もしくは一部を二段階以上の委託をすることはできないものとします。

### 第8条（契約終了後の個人情報の返還および処分）

乙は、本サービスが終了した場合または甲から要求があった場合、甲の個人情報を直ちに甲に返還又は削除するものとします。

### 第9条（報告・監督）

1. 甲は、本サービス提供における甲の個人情報の使用・管理状況について随時乙から甲所定の書面による報告を求めることができるものとします。
2. 甲は、乙との間で事前に協議の上、乙の事業所に立ち入り、乙における甲の個人情報の管理状況を調査することができるものとします。
3. 甲が、前二項の調査の結果、甲の個人情報の管理方法について乙に改善を申し入れた場合、乙はこれに応じるものとします。

### 第10条（事故時の対応）

乙において甲の個人情報に対する不正アクセスまたは紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用、毀損等の事故が発生し、またはその恐れがあるときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は直ちにその旨を甲に報告し、直ちに応急措置を講じるものとします。なお、当該措置を講じた後遅滞なく当該事故および応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示するものとします。

### 第11条（契約違反時の措置・損害賠償）

1. 乙が本契約に違反し、甲の個人情報が漏洩、滅失または毀損され、甲または本人に損害が発生した場合、甲は乙に対してその損害に対する損害賠償を請求できるものとします。
2. 乙の再委託先が甲の情報を漏洩したことによって、甲に損害が発生した場合は、甲は乙に対してその直接且つ現実の損害に対する損害賠償を請求できるものとします。
3. 乙が本契約に違反した場合、委託契約を解除できるものとします。

### 第12条（覚書の有効期間）

本覚書は、本覚書締結の日から、第8条に従って、甲の個人情報を甲に返還または処分する日まで有効に継続するものとします。但し、第3条、第4条、第5条、第7条、第10条、第11条、第14条および本条の規定は本覚書終了後といえども有効に存続するものとします。

### 第13条（協議事項）

本覚書に定めのない事項および本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙双方で誠意をもって協議の上円満に解決を図るものとします。

### 第14条（合意管轄）

本契約に関し、本契約の当事者間で紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

年 月 日

甲：

乙：